

## 学術機関リポジトリ運用要項

### (目的)

第1条 龍谷大学図書館（以下、「本学図書館」という。）は、龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下、「本学」という。）の構成員が教育研究活動において作成した成果及び本学所蔵の教育研究資料（以下「学術研究成果」という。）を電子的に収集し、これらを恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供する。このことにより、本学の学術研究及び教育活動の発展に資するとともに、広く社会に貢献することを目指し、学術機関リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）の運用に関する要項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において「登録」とは、学術研究成果を電子化しメタデータを付与してサーバに蓄積し保存することをいう。

2 この要項において「公開」とは、サーバに登録された学術研究成果を公衆に送信することをいう。

### (登録要件)

第3条 登録対象となる学術研究成果は、以下の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 別表1に掲げる学術コンテンツで以下のいずれかに該当するもの
  - ア. 本学の構成員又は構成員であった者が生成したもの
  - イ. 本学の各教育研究組織等が本学に関わる学術コンテンツとして認定したもの
  - ウ. 本学関連の学会等が発行したもの
  - エ. その他本学図書館長が特に認めたもの
- (2) 知的財産に係る法令及び本学の規則等に反しないもの
- (3) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないもの
  - ア. 名誉・プライバシー等の人権に関する事項
  - イ. 情報セキュリティに関する事項
  - ウ. 守秘義務に関する事項
- (4) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できるもの

### (登録資格)

第4条 本学リポジトリに学術研究成果を登録する資格を有する者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員、大学院生及び学生として、在籍するまたは在籍したことのある者
- (2) その他本学図書館長が特に認めた者

### (登録手続等)

第5条 本学リポジトリサーバに登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、別紙の「龍谷大学学術機関リポジトリ登録申請書」を本学図書館長に提出する。

2 本学図書館長は、前項の申請に基づき、登録及び公開を行う。

3 登録対象学術研究成果の収集は、学内の関係部署等と協力して行う。

(登録された学術研究成果の利用等)

第6条 本学図書館は、次の各号に掲げる方法により、学術研究成果を利用することができる。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、本学リポジトリを構築するサーバに格納する。
  - (2) ネットワークを通じて複製物を、不特定多数に無償で公開（送信）する。
  - (3) 保存、利用環境の保持及びセキュリティの確保等を図るため、必要に応じ、登録された学術研究成果の複製、媒体変換及びバックアップファイルを作成する。
  - (4) 本学内外で公開されている他のデータベースと相互の連携をはかるため、メタデータ及びリンク情報を提供することがある。
- 2 本学図書館は、前項各号に掲げる方法以外による利用は行わないものとする。

(エンドユーザーへの利用条件)

第7条 本学リポジトリの利用者は、学術研究成果の利用にあたり、次に掲げる各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用しようとする学術研究成果が、本学リポジトリで公開する以前に、出版者等により公表されており、投稿規程または出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合は、その条件に従うこと。
  - (2) 複製、引用等は著作権法に定める著作権の制限規定の範囲内で利用すること。
- 2 前項各号の利用条件の範囲を越えて利用する場合には、事前に当該学術研究成果の著作権者から当該利用に係る許諾を得なければならない。

(著作権と利用許諾)

第8条 著作権は、学術研究成果がサーバに登録された後も、著作権者に留保される。

- 2 登録を希望する学術研究成果の著作権が申請者のみに帰属している場合は、当該申請者は第6条に定める利用について無償で許諾する。
- 3 登録を希望する学術研究成果の著作権が申請者を含め複数の者に帰属する場合又は申請者以外に帰属する場合は、当該申請者は他の著作権者に対し、第4条に定める登録資格に関する確認及び第6条に定める利用について、事前に無償で許諾することの同意を得なければならない。

(登録コンテンツの変更又は削除)

第9条 登録された学術研究成果は、申請者からの申し出により、本学図書館長が認めた場合において変更又は削除することができる。

- 2 本学図書館長は、サーバに蓄積及び保存し、公開することが不適切であると判断した登録コンテンツを削除することができる。

(免責事項)

第10条 登録された学術研究成果の内容に関する責任は、当該申請者が負うものとする。

- 2 本学リポジトリに登録された学術研究成果の公開及びその利用によって発生した申請者、利用者のいかなる損害・不利益についても、本学並びに本学図書館は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めのない事項については、必要に応じて関係者間で別途協議して解決を図るものとする。

(事務局)

第12条 この要項に関する事務は、図書館事務部が行う。

(改廃)

第13条 この要項の改廃は、図書委員会の議を経て部局長会において決定する。

付 則

- 1 この要項は、平成24年12月20日から施行する。
- 2 登録する学術コンテンツは、当分の間、第3条第1号に定める別表1にかかわらず、学術雑誌論文、学位論文、紀要論文、研究報告書、その他とする。
- 3 この要項の施行に伴い、従前の龍谷大学学術機関リポジトリ運用要項（2009年8月4日図書委員会制定）は廃止する。

(別表1) 学術コンテンツの種別

	種別	対象コンテンツ
1	学術雑誌論文	全国的・広域的な学術団体等が発行する学術雑誌、研究会誌等に掲載された論文
2	学位論文	博士学位論文、学位(博士)審査報告書等
3	紀要論文	紀要類に掲載された論文
4	学会発表論文	各種学会の予稿集や報告書等に掲載された論文
5	学会発表用資料	各種学会で発表されたプレゼンテーション資料、ポスター、口頭発表資料等
6	図書	図書全体、図書に掲載された論文、図書の一部(章等)
7	テクニカルレポート	各種学術団体等が発行する報告書に掲載されたテクニカルレポート、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパー等
8	研究報告書	科学研究費補助金やその他研究助成金の交付を受けた研究報告書及びGP報告書等
9	一般雑誌記事	一般読者向け雑誌等に掲載された学術論文以外の記事等
10	プレプリント	審査前で出版されていない論文の原稿等
11	教材	授業、講習会等で用いるプレゼンテーション資料、配付資料類
12	その他	上記以外のその他本学リポジトリの目的に合致したもの